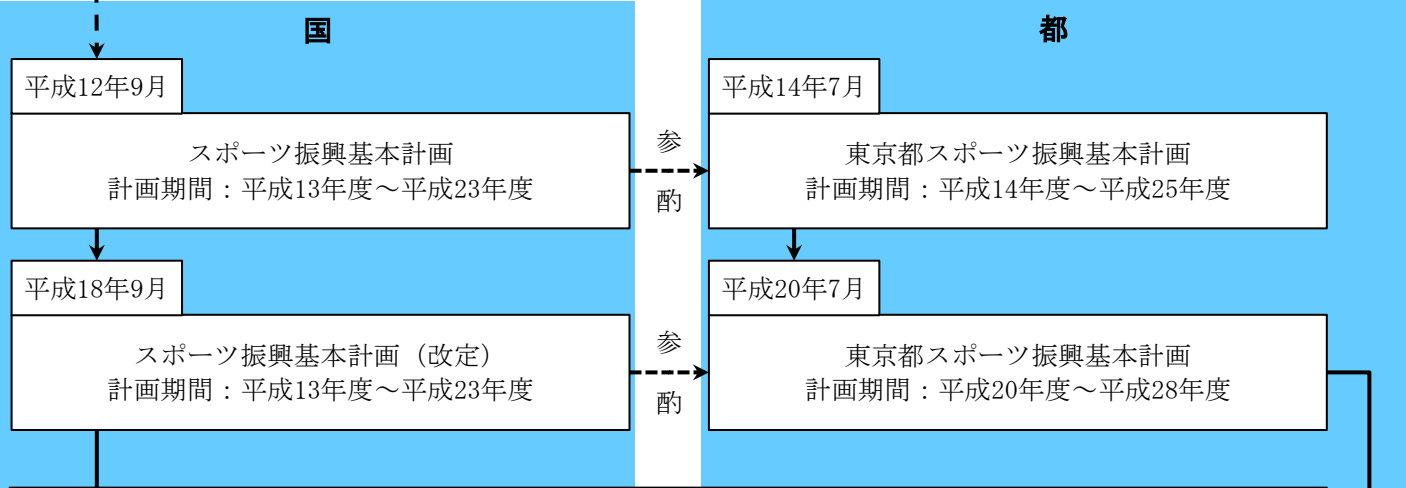


### 新たな東京都スポーツ推進計画の位置づけ

新たな東京都スポーツ推進計画は、スポーツ基本法により地方自治体に策定が努力義務とされた地方スポーツ推進計画であり、策定にあたっては国の計画を参酌する必要がある。

**昭和36年6月** **スポーツ振興法 (昭和36年法律第141号)**

(計画の策定)  
 第4条 文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を**定めるものとする**。  
 2 文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ審議会等（国家行政組織法第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。  
 3 都道府県及び市町村の教育委員会は、第1項の基本的計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を**定めるものとする**。



**平成23年6月** **スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)**

(計画の策定)  
 第4条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を**定めなければならない**。  
 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。  
 (地方スポーツ推進計画)  
 第10条 都道府県及び市町村の教育委員会（その長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を**定めるよう努めるものとする**。

